

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成28年3月31日  
山口県規則第37号

改正 平成28年10月11日規則第61号  
改正 平成30年10月16日規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成28年山口県条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例別表知事の項第1号の規則で定める事務)

第2条 条例別表知事の項第1号の規則で定める事務は、受給資格の認定の申請に係る事実及び当該認定を受けた者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等に相当する者をいう。)の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とする。

(条例別表知事の項第2号の規則で定める事務)

第3条 条例別表知事の項第2号の規則で定める事務は、支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

(条例別表知事の項第3号の規則で定める事務)

第4条 条例別表知事の項第3号の規則で定める事務は、夫婦である事実並びに不妊治療に要する費用の助成に係る申請の日の属する年の前年(当該申請の日の属する月が1月から5月までの場合にあっては、前々年)の夫及び妻の所得の額(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条に規定する所得につき同令第3条の規定により計算した額をいう。)の合計額についての審査に関する事務とする。

(条例別表教育委員会の項第1号の規則で定める事務)

第5条 条例別表教育委員会の項第1号の規則で定める事務は、減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

(条例別表教育委員会の項第2号の規則で定める事務)

第6条 条例別表教育委員会の項第2号の規則で定める事務については、第2条の規定を準用する。

(条例別表教育委員会の項第3号の規則で定める事務)

第7条 条例別表教育委員会の項第3号の規則で定める事務については、第3条の規定を準用する。

(条例別表教育委員会の項第4号の規則で定める事務)

第8条 条例別表教育委員会の項第4号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号に規定する収入額及び同号に規定する需要額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成30年規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。